

費用負担一覧表（案）

資料⑤

項目	費用負担	
	県	使用者
1 レストラン・厨房内の施設・設備維持保全費用		
(1) 施設の修繕費	○	
(2) 県有設備（備品等）の修繕費	○	
(3) 使用者の判断による改修（改装等）		○※1
※1 改修を行う場合は県と事前協議を要すること。		
(4) 県有設備（備品等）の更新費	○※2	
※2 予算措置できる場合に限る。		
(5) 厨房・レストラン内備品等補充費		○※3
※3 現在、県が保有する調理関係設備、レストラン内の椅子、テーブル等（資料8「レストラン・厨房 主要設備・備品一覧表」参照）については使用可能であるが、それ以外の物については使用者の負担により準備すること。		
(6) 調理器具（鍋・フライパン）、食器類購入費		○
2 レストラン・厨房内の維持管理費		
(1) 光熱水費（レストランスペースに係る空調代を含む。）		○
(2) 廃棄物の処分料		○※4
※4 レストラン利用以外の休憩利用を認める場合は、休憩利用者が排出するごみは原則として持ち帰りを求めること。		
(3) 消耗品類（トイレトペーパー・手洗い石鹸・手拭きナプキン）		○
(4) レストラン・厨房内の清掃費用（床、壁、窓、テーブル、椅子等）		○
(5) 照明用電球交換		○
(6) 防虫・防鼠費		○
3 営業運営必要経費		
(1) 業務用電話設置・維持費		○
(2) 会計処理に係る必要経費（レジスター等）		○
(3) 運営に係る保険料		○
(4) その他諸経費		○